当院における施設基準等に関するお知らせ

当院は、健康保険法に基づく保険医療機関としての指定を受けており、手厚い医療体制と質の高い医療サービスを提供するため、以下の施設基準を満たしています。

■ 1. 保険医療機関の指定・基本診療料に関する事項

・当院は、健康保険法に基づく保険医療機関としての指定を受けています。

・当院は、生活保護法に基づく「生活保護指定医療機関」の指定を受けています。

・当院は、「指定自立支援医療機関（更生医療）」の指定を受けています。

・当院には、身体障碍者福祉法第 15 条に基づく「身体障碍者福祉法指定医（じん臓機能障害）」が在籍しております。

・当院は、神奈川県より「指定難病医療費助成制度における指定医療機関」の指定を受けております。

（つるまエキチカじんクリニックのみ）

・当院では、以下の基本診療料に関する施設基準を満たし、関東信越厚生局長に届出を行っています。

- **時間外対応加算 1**
- **明細書発行体制加算**

■ 2. 明細書の発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる「個別の処方箋の名称や検査の名称が記載された明細書」を無料で発行しております。

※明細書には、行われた検査や使用した医薬品の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

■ 3. 一般名処方について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを推進しています。
薬価基準に収載されている医薬品について、特定の医薬品名（商品名）を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした後発医薬品のある医薬品について「一般名処方（成分名での処方箋交付）」を行う場合があります。

※一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することが可能となり、患者様に必要な医薬品が安定して提供しやすくなります。

■ 4. 外来診療における負担軽減と品質向上（ベースアップ評価料等）

当院では、医療従事者の適切な処遇改善（ベースアップ）および人材確保を図り、患者様へ提供する医療品質の維持・向上を目的として、以下の評価料を算定しております。

・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）：所定点数に準じて算定いたします。

■ 5. 特掲診療料に係る施設基準等の届出状況

当院では、患者様に安全で質の高い透析医療・各種専門診療を提供するため、以下の特掲診療料に関する施設基準を満たし、関東信越厚生局長に届出を行っています。

- **人工腎臓**
- **導入期加算１**
- **透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算**
- **下肢末梢動脈疾患指導管理加算**
- **腎代替療法体制充実加算**
- **一般名処方加算**
- **糖尿病透析予防指導管理料（つるまエキチカじんクリニックのみ）**
- **慢性腎臓病透析予防指導管理料（つるまエキチカじんクリニックのみ）**